

連結財務諸表作成の基本となる事項

当社は、米国で一般に認められた会計原則 (会計原則審議会の意見書、財務会計基準審議会の基準書等) に基づいて連結財務諸表を作成しています。

主要な会計方針

1. 有価証券の評価基準

米国財務会計基準書第 115号「負債証券投資及び持分証券投資の会計」を適用しています。

2. 棚卸資産の評価基準

棚卸資産は、低価法によって評価しており、原価は、製品・半製品・仕掛品については個別法または移動平均法により、材料については概ね移動平均法によっています。

3. 有形固定資産の表示及び減価償却の方法

有形固定資産は取得原価によって表示しており、有形固定資産の減価償却は主として定率法によっていますが、一部の資産は定額法によっています。

4. リース会計

米国財務会計基準書第 13号「リース会計」を適用しています。

5. 法人税等

資産負債法による税効果会計を適用しており、税率変更による繰延税金資産及び負債への影響は、その税率変更に関する法律の制定日を含む連結会計年度の損益として認識しています。

6. 退職給付債務

米国財務会計基準書第 87号「雇用主の年金会計」を適用しています。

なお、厚生年金基金の代行部分の返上に関しては、発生問題専門委員会基準書 03-2号「日本の厚生年金基金代行部分返上についての会計処理」(平成 15年 1月 米国発生問題専門委員会)を適用しています。

7. デリバティブ取引

米国財務会計基準書第 133号「金融派生商品とヘッジ活動の会計」を適用しています。